協議第２号

黒部駅西側出口整備等
利便性向上基本構想に係る
事業計画及び進捗管理等について

令和６年12月23日
第 ２ 回 協 議 会

１．協議会スケジュール

○今回はバリアフリー化事業の内容や進捗管理等を検討します

第１回：重点的にバリアフリー化を推進するエリア・施設・経路等の設定

・基本構想策定の背景及び目的
・黒部市の概況・上位関連計画
・重点整備地区等の設定

・まち歩き点検

今回

第２回：バリアフリー化事業の内容や進捗管理等

・実施すべき特定事業及びその他の事業
・その他、移動等円滑化のために必要な事項
・基本構想の推進及び進捗管理

第３回：上記を取りまとめた基本構想（案）

・基本構想（案）の確認

2．バリアフリー化にかかる課題の整理

○第１回協議会やまち歩き点検でいただいたご意見を基に、重点整備地区のバリアフリー化における主な課題を整理します

生活関連施設（黒部駅、ホテルアクア黒部、黒部駅前駐車場）

区分	主な課題
移動経路（施設内・構内）	・出入口の建具が開閉しにくい構造である【黒部駅】
	・階段の段の境目が明示されておらず、踏み外すおそれがある【黒部駅】
	・エレベーターが無い【黒部駅】
	・視覚障がい者誘導用ブロックが無い箇所や破損している箇所がある【共通】
	・西側から黒部駅へアクセスできない【黒部駅】
案内・情報提供	・標識（ピクトグラム）が無い【黒部駅】
	・触知案内図等、障がい者、高齢者等に配慮した案内設備が無い箇所がある【共通】
トイレ	・バリアフリートイレが無い【黒部駅】
自動車駐車場	・障がい者用駐車施設が無い【黒部駅前駐車場】

生活関連経路（生活関連施設相互間の経路）

区分	主な課題
動線（歩道等）	・移動経路に段差がある【横断歩道】
	・視覚障がい者誘導用ブロックが無い箇所や破損している箇所がある【歩道、駅前広場】
自動車駐車場	・障がい者用駐車施設が無い【駅前広場】
	・障がい者用停車施設が無い【駅前広場】
旅客特定車両停留施設（バス及びタクシー乗り場）	・視覚障がい者の停留所への誤侵入を防ぐ、視覚障がい者誘導用ブロックが無い【駅前広場】
	・触知案内図等、障がい者、高齢者等に配慮した案内設備がない箇所がある【駅前広場】
	・バス停付近にベンチが無い【駅前広場】

市民意識

区分	主な課題
ソフト事業	高齢者、障がい者等への理解不足
	交通マナーや施設利用マナーの欠如

３．基本方針の設定

〇課題を踏まえ、黒部駅周辺の安全・安心・快適なまちづくりを推進するため、以下の基本方針を設定し、バリアフリー化に取組ます。

基本方針１　生活関連施設の利便性向上

黒部駅は市の主要な交通結節点の一つであり、多くの市民が利用する施設です。誰もが安全・安心・快適に利用できるよう、施設のバリアフリー化を推進します。また、駅西側出口を整備し、黒部駅の東西をバリアフリーの通路で接続することで、黒部駅などの生活関連施設の利便性向上を図ります。

基本方針２　安全・安心・快適な歩行空間の形成

施設だけでなく施設間の歩行空間についても、誰もが安全・安心・快適に移動できるよう、バリアフリー化を図る必要があります。また、駅西側広場を整備することで、黒部駅西側についてもバリアフリーの歩行空間を形成します。

基本方針３　心のバリアフリーの推進

高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活ができるようにするためには、施設整備（ハード面）だけでなく、高齢者、障がい者等の特性を理解し支え合うという「心のバリアフリー」（ソフト面）が重要です。情報提供や教育啓発活動等によるソフト面のバリアフリー化を図り、互いに尊重し支え合うまちを目指します。

計画期間　令和７年度～令和16年度（10年間）

4．特定事業・その他事業の設定

基本方針①　地域の核である黒部駅の利便性向上に基づく

※特定事業：バリアフリー法において定められる、特にバリアフリー化が必要とされる事業をいう。

○公共交通特定事業

対象施設	あいの風とやま鉄道黒部駅	
事業実施主体	黒部市／あいの風とやま鉄道（株）	
事業箇所	事業内容	実施予定時期
移動経路 （施設内・構内）	・出入口の建具を開閉しやすい構造に改修	令和7年度～ ※駅施設整備に向けた協議を行っており、引き続き実施に向けて協議を行っていく
	・階段の段の境目の視認性向上のための改修	
	・高齢者、障がい者等に配慮したエレベーター―の整備	
	・視覚障がい者誘導用ブロックの整備、充実	
	・黒部駅西側出口の整備	
案内・情報提供	・標識（ピクトグラム）の充実	
	・触知案内図やサイネージ等、障がい者、高齢者等に配慮した案内設備の整備	
トイレ	・バリアフリートイレの整備	
事業の実施に際し配慮するべき重要事項		
・整備に当たっては多額の費用を要するため、補助金など国からの支援が不可欠である		

4．特定事業・その他事業の設定

基本方針②　安全・安心・快適な歩行空間の形成に基づく

○その他事業（駅前広場）

対象施設	黒部駅　駅前広場	
事業実施主体	黒部市	
事業箇所	事業内容	実施予定時期
動線 （歩道等）	・移動経路の段差解消のための改修	令和7年度～ ※駅施設整備と併わせて、実施に向けて協議を行っていく
	・視覚障がい者誘導用ブロックの整備、充実	
	・黒部駅西側広場の整備	
自動車駐車場	・障がい者用駐車施設の整備	
	・障がい者用停車施設の整備	
	・障がい者用駐車施設・障がい者用停車施設の上に屋根を整備	
旅客特定車両 停留施設 （バス及びタクシー乗り場）	・視覚障がい者の停留所への誤侵入を防ぐ視覚障がい者誘導用ブロックの整備	
	・触知案内図等、障がい者、高齢者等に配慮した案内設備の整備	
	・バス停付近にベンチを整備	
事業の実施に際し配慮するべき重要事項		
・新たに整備する黒部駅西側広場についても、移動等円滑化基準に適合した整備内容とする必要がある		

4．特定事業・その他事業の設定

基本方針②　安全・安心・快適な歩行空間の形成に基づく

○道路特定事業

対象施設	県道石田前沢線	
事業実施主体	富山県／黒部市	
事業箇所	事業内容	実施予定時期
動線 （歩道等）	・移動経路の段差解消のための改修 ・視覚障がい者誘導用ブロックの整備、充実	令和7年度～ ※駅施設整備と併わせて、実施に向けて協議を行っていく
事業の実施に際し配慮するべき重要事項		
・管理境界部分においても誘導ブロックが連続するよう、関係する施設管理者間における調整が重要である		

4．特定事業・その他事業の設定

基本方針③　心のバリアフリーの推進に基づく

○教育啓発特定事業

事業実施主体	黒部市	
事業対象	事業内容	実施予定時期
全市民	市民等が障がいのある人への理解を深めることを目的とした事業 （理解促進研修・啓発事業等）	令和7年度～ （継続実施）
事業の実施に際し配慮するべき重要事項		
―		

○その他、移動等円滑化のために必要な事項

実施に向けて調整や検討を要するため、具体化されていない事業については、
長期的な展望に立ち、関係機関等と協議の上、順次、事業化を検討します

５．基本構想の推進及び進捗管理

○基本構想の推進のため、進行管理を行う体制を構築します

○本協議会を進行管理を担う中心的組織として位置付け、
　ＰＤＣＡサイクルによる継続的な取組を行います

○概ね５年以内に効果検証を行い、必要があると認めるときは
　基本構想を見直すこととします

■ ＰＤＣＡサイクルによる進捗管理イメージ ■

